

IX 農業産出額の部

解

この部には、農産物の生産量及び価格に関する統計を基礎として推計した農業産出額及び生産農業所得に関する統計を掲載した。

本統計の概要

(1) 目的

農産物の産出額及び農業が生み出した付加価値額である生産農業所得を推計し、農業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、農政の企画やその実行のフォローアップに資する資料を提供することを目的としている。

(2) 推計範囲及び推計方法

ア 推計範囲

推計期間内（毎年1月1日から12月31日まで）に生産される農産物（山林用苗木を含み、きのこ類の栽培及び蚕種の生産を除く。）及び主として自家生産した原材料を使用して生産した加工農産物を対象としている。

なお、都道府県別推計において個別推計の対象とした品目の範囲は、前年の都道府県別農業産出額において、都道府県ごとの産出額がおおむね5,000万円以上であった農産物及び加工農産物とした。

また、全国推計では全ての中間生産物（最終生産物となる農産物の生産のために再び投入される農産物をいい、種子、飼料、子豚、ひな等が該当する。）を推計から除外するが、都道府県別農業産出額では、中間生産物のうち他都道府県へ販売されたものは推計の範囲に含めている。

イ 推計方法

(ア) 農業産出額

農業産出額は、耕種、畜産など個別農産物の生産量から、再び農業生産に仕向

説

けられる中間生産物を控除した生産量に、農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて算出している。

なお、生産量統計のない品目については、地方公共団体、卸売会社、農業団体等への情報収集により推計した。

(イ) 生産農業所得

生産農業所得は、部門別産出額に部門別所得率を乗じて部門別所得を計算して、その部門別所得を合計し、それに経常補助金等を加算したものである。

なお、部門別所得率は、農業経営統計調査の営農類型別経営統計結果から求めている。

この部についての照会先

統計部 経営・構造統計課

電話(076)263-2161 内線 3636

直通(076)232-4894